

令和 5 年度

茨木市立穂積小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第 13 条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの定義)

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(学校教育目標)

明るく 正しく たくましく

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめ防止等の対策に関する基本理念)

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としてなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、市子育て支援センター、吹田子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

いじめの未然防止のためには、児童等の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う関係づくりの能力素地を養うことが重要であり、本校の全ての教育活動において人権尊重の精神が貫かれていることが必要である。各教科の学習時間はもちろんのこと道徳・特別活動・総合的な学習の時間など総合的に推進し内容の充実を図る。

ア 一人ひとりが大切にされる温かい集団作り、いじめをしない・させない・許さない
集団作りの取組み推進

特に5年生において「人間関係トレーニング」を実施する

人権教育を通して自己を見つめ直す、また、集団の中にある課題を解決する

イ わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む

努力目標として「豊かな思考力の育成」の研究研修に取り組む

3年生以上においては算数科において少人数指導を行い問題解決学習に取り組む

ウ 情報モラル教育の推進

情報教育担当者が中心となって学年と協議して年間計画を立案し、発達段階に応じた取組みを実施する

エ 障がいのある児童、外国につながる児童、性的マイノリティの児童、震災等で避難している児童への理解を深め、すべての児童等にとって安心・安全な学校作りの推進

なかよし学級在籍児童の理解や交流を進める

オ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）

カ 児童会活動の活性化、体験活動の充実

児童が主役をつとめることのできる活動を意図的にしかける

年間を通してともだち学級での活動「フレンドリータイム」を推進する

「あいさつ運動」をはじめ、自主的な全校的活動を推進する

キ いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用（テーマソングを給食時に放送する）

ク 保護者や地域への啓発

学校・学年だより 校長室通信 学校HP 人権講演会等学校行事

ケ 地域との交流行事の実施

地域の施設を知る 地域のお年寄りと交流する

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・児童対象 ①生活チェック 学期1回 年3回 ②元気調査 学期1回 年3回

イ いじめ相談体制

- ・学年部会での日常的な児童実態の交流・把握
- ・教育相談担当者による相談体制
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

ウ 保護者との良好な関係づくり

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童生徒への情報モラル教育（出前講座の活用）
- ・犯罪被害防止教室の実施
- ・保護者への啓発

（２）いじめ防止等に関する措置

①人権教育推進委員会

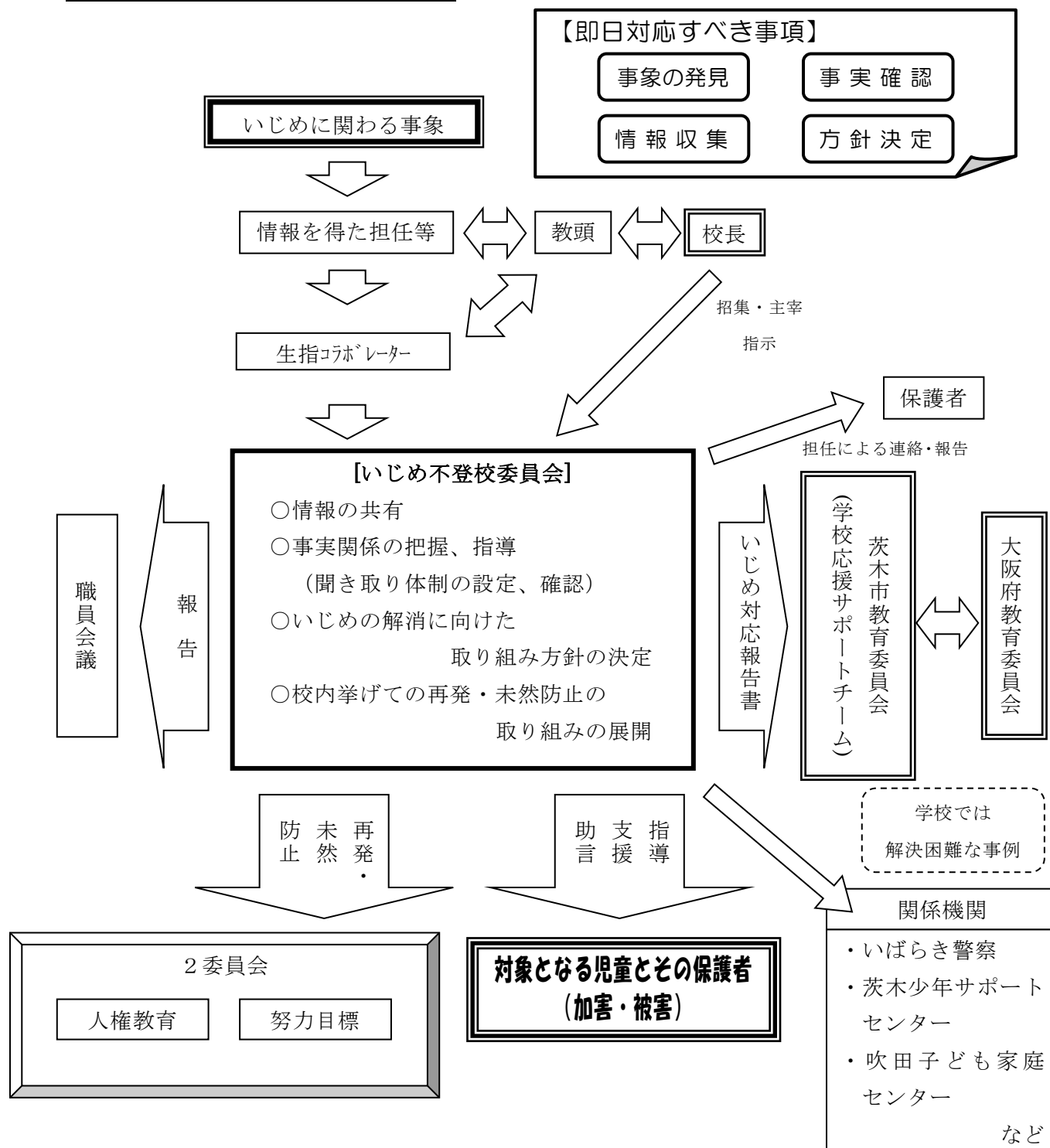
校長、教頭、生徒指導コラボレーター、各学年、養護教諭等

- ・児童の実態把握
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案への対応に関すること

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

【組織対応フローチャート】



- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある児童等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処する。
- ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。
- エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④いじめの研修

いじめ防止等のための対策に関する全ての教職員の共通理解を図るとともに、教職員のいじめ対応能力の向上のための研修を年に複数回実施する。

⑤学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に位置づけ、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発防止の取組に関すること。

(別添)

資料 1 いじめ防止等に関する年間計画

令和5年度 いじめの防止等に関する年間計画				
	学校	児童	保護者	地域・その他
4月	児童実態交流会 年間計画策定 校内研修	学級・学年開き 個人懇談	入学式 個人懇談	
5月	児童実態交流会 研究授業	SC 月2回	土曜参観	
6月	児童実態交流会 研究授業	生活チェック①	土曜参観 陸上大会	土曜参観 学校運営協議会 教育相談担当者会
7月	児童実態交流会 校内研修	元気調査① 個人懇談		
8月	児童実態交流会、校内研修			
9月	児童実態交流会		運動会	教育相談担当者会
10月	児童実態交流会 研究授業	生活チェック②		
11月	児童実態交流会 研究授業	元気調査② 個人懇談	校内音楽会	教育相談担当者会
12月	児童実態交流会			学校運営協議会
1月	児童実態交流会 冬季研	生活チェック③ ほづみっこ祭り		いじめ不登校シン ポジウム 学校公開 教育相談担当者会
2月	児童実態交流会 研究授業		参観・懇談	
3月	児童実態交流会 検証・総括	元気調査③	卒業式	学校運営協議会

※計画は変更になる場合があります。